

**資料4：行政協力の現状等の事例報告及び
グループ討論について**

厚生労働省健康・生活衛生局総務課

グループ討論について

■ 討論の時間（目安） 計 50 分

- ①紹介事例に関する意見交換・行政協力の方向性を検討（約 40 分）
- ②結果報告のポイントの整理や全体的な総括（約 10 分）

※上記はあくまでも目安ですので、各グループ内で議論の進捗に応じて時間配分を調整してください。

■ グループ討論の議題について

A～Hグループは奈良県の事例について

I～Pグループは愛媛県の事例について

森永ひ素ミルク中毒事件関係担当窓口課の職員として、どのような方向で行政協力を進めるべきと考えるか検討をお願いします。

具体的には、特に以下の観点について検討をお願いします。

- 被害者の特性や置かれている現状をどのように把握し対応すべきか
- 支援に関連する制度を担当する他部局の担当者などの関係者をどのように巻き込んでいくか
- ひかり協会との協力関係をどのように構築していくか
- 国（健康・生活衛生局総務課）とどのように関係していくか

■ 結果報告について

討論終了後、各グループから別紙様式にて討論結果を報告いただきます。（記録担当の方は、当課へご提出をお願いいたします。）

各グループの討論結果については、後日、全自治体へ共有させていただく予定です。

グループ討論における討論結果 【グループ〇】

●被害者の特性や置かれている現状をどのように把握し対応するべきか

●支援に関連する制度を担当する他部局の担当者などの関係者をどのように巻き込んでいくか

●ひかり協会との協力関係をどのように構築していくか

●国（健康・生活衛生局総務課）とどのように関係していくか

●その他

奈良県の事例

行政協力の現状等の 事例報告

令和5年度森永ミルク中毒事件全国担当係長会議

令和6年2月1日

奈良県

行政協力体制

- ▶ 県窓口課：消費・生活安全課

- ▶ 行政協力の概要
 - 市町村の検診情報等と窓口部署の連絡先の提供
 - 被害者対策対象者名簿及び要請内容（個票）への対応
 - ・毎年度ひかり協会から提供を受ける
 - 県窓口課から関係保健所へ送付し、対応依頼
 - 保健所から関係市窓口部署に送付し、対応依頼
 - 行政協力懇談会の開催
 - 地域救済対策委員会への参加
 - 機関誌及び広報誌の配付

事例の背景①

60代女性

A町在住

症状：頸椎症

日常生活は自立



《H30年頃》

右足の歩行障害（痛みなし）

→病院受診『**頸椎症**』と診断

手術後、リハビリを受け完治

《R3年頃》

両足の歩行時の運びが困難

→再度病院受診

頸椎症の悪化は見られず、

介護保険を使ったリハビリを

提案される。

事例の背景②

60代女性

A町在住

症状：頸椎症

日常生活は自立



《R4年3月》
長寿介護課に**介護保険申請**
→生活自立、認知は正常
→**介護保険申請は非該当**

《同年5月》
右足の運びが悪い
→蜂窩織炎と診断され入院

《同年8月》
再度介護保険申請するも非該当

○本人の思い

病院で受けたような自分にあったりハビリを受けたい

事例の背景③

主治医から医療リハビリは終了と言われ、
介護リハビリのため介護保険申請を主治医に提案されるが
非該当となる。→ひかり協会に相談



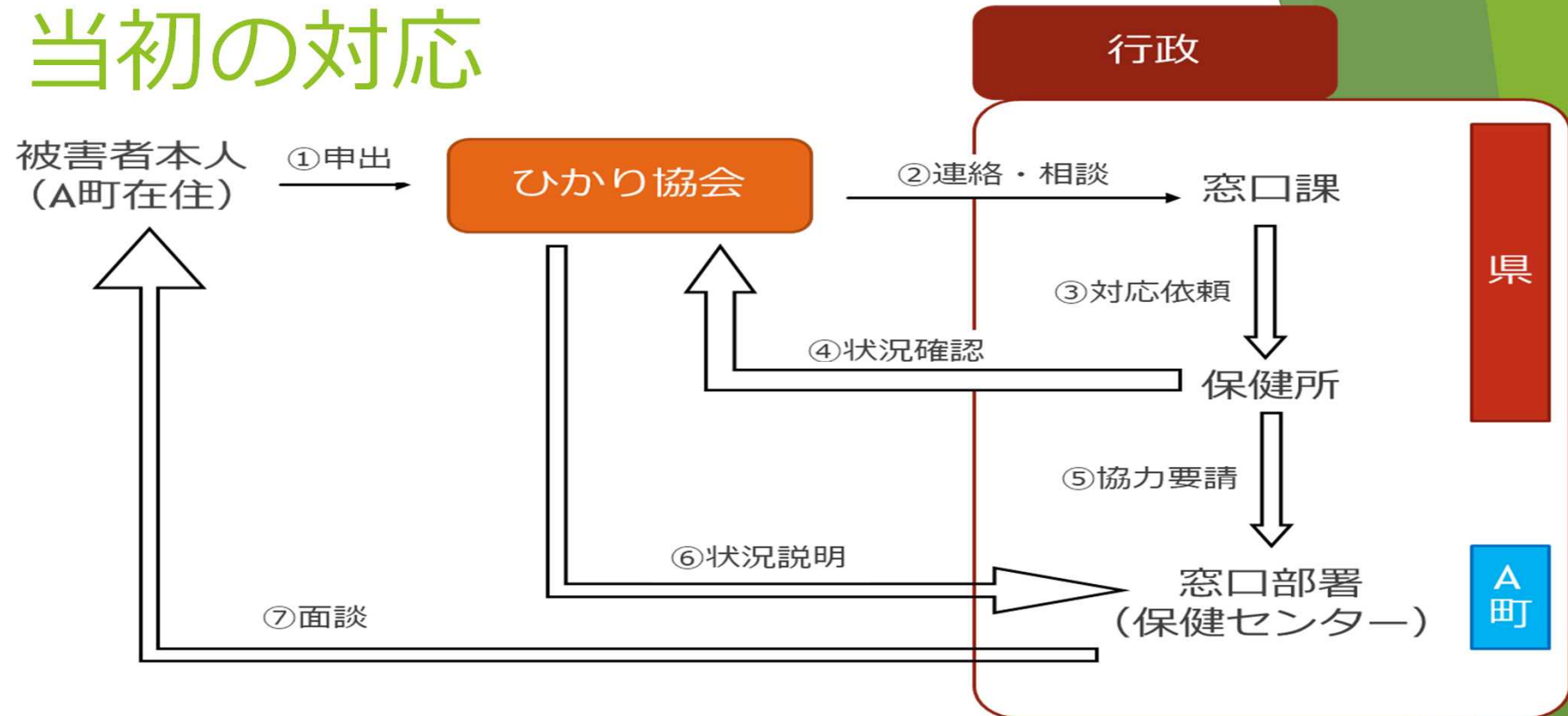
ひかり協会は本人の現状を把握し
「森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者要請内容」の提出を助言



R4年6月

奈良県に「森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者要請内容」を提出

当初の対応



【ひかり協会の対応】

- ①被害者の相談窓口
- ②被害者の申出の元「森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者要請内容」を県に提出
- ④保健所に状況説明し、保健センターへの橋渡しとなるよう依頼
- ⑥A町に状況説明

【保健所の対応】

- ④ひかり協会に状況確認
- ⑤A町に協力要請するとともに、被害者の情報と行政協力等について説明

【A町の対応】

- ・関係機関（長寿介護課）に状況確認
- ⑥ひかり協会に状況確認
- ⑦被害者と面談

課題・論点のまとめ

▶ 被害者の状況

- 自分にあったりハビリを受けたいが入院していた病院では受けられない。
- 介護保険申請は非該当

▶ 当初の県（町）の体制・対応

【奈良県】

- A町ではこれまで個別要請の案件がなく、担当者の対応経験が乏しい
- 要請書の送付前に、対象者の情報と行政協力等概要について
A町担当者に説明

【A町】

- 町保健師が本人と面談し、
健康相談やサービスに関する情報提供



対応に対する結果と評価①

▶ 対応による結果

- 健康不安の相談窓口の一つとして保健センターにつながりができた。
- リハビリ先を自身で選択する情報を得ることができた。

▶ 県としての評価

- これまで名簿の掲載はあったが、個別要請のなかった事例
- 対応経験が乏しい町保健師に、行政協力等概要について説明し、ひかり協会とA町との橋渡し役となることで、要請への円滑な対応につながった

対応に対する結果と評価②

▶ ひかり協会の評価

○本事例ではサービスの提供はないものの、ご自身で納得のいく選択ができるよう、被害者への情報提供と関係機関の連携がスムーズにいった。

○被害者の方々はなにかしらの健康不安を抱えており、介護までいかないケースは多数存在する。その方たちがご自身の人生を納得のいくものになるよう支援していく必要がある。



【本人からの評価】

困っていることを真剣に聞いてもらえたことは、私にとってうれしいこと。

今回、私が『名簿登載』をしたことでスムーズに相談が進んだように思う。

今回のように、いつでも気軽に相談できる場所があるのは、心強いと思う。

現在は整骨院にてリハビリ指導を受けて身体機能回復・維持に努めている。

まとめ

▶ 今後について

- 現在は介護保険の非該当だが、今後介護保険の申請が再度必要となった場合、被害者対策対応名簿を管理する部署（保健センター）と介護保険担当課の連携体制が重要と考える。

▶ 最後に

今後も今回のケースのように、ひかり協会や市町村、関係機関と連携をとりながら、適宜体制の整備を図っていきたい。

愛媛県の事例

行政協力の現状等の 事例報告

令和5年度森永ミルク中毒事件全国担当係長会議

令和6年2月1日

愛媛県

被害者の状況とこれまでの対応

▶ 被害者の状況

- 60代 男性
- 症状：十二指腸潰瘍、高血圧、前立腺肥大ほか
十二指腸潰瘍から腹膜炎を起こし、入退院を繰り返していた
足のしびれもあり、動きにくさを感じていた
- 生活状況：単身生活
買い物は車で20分かかる
- 相談状況：近隣に相談できる親族等なし
介護認定を受けており、訪問看護のリハビリを利用
少額の年金で暮らしている。

▶ これまでの県の対応

- 被害者対策対象者名簿と要請書を保健所から市町の担当窓口課へ渡す
- 年1回、保健所において連絡協議会を開催し、個別要請等に対する対応を協議

当該事例の端緒

▶ (公財) ひかり協会の対応

○医療費申請については、被害者本人も申請のことを知っていたが面倒だからということで、これまで2回しかしてなかった。

○実態把握調査では、被害者本人から健康面では「まあ良い」との回答がされており、本人はあまり自身の健康に気を留めておらず、2017年の実態把握調査は提出していなかった。

○実態把握調査などのおりに、訪問面接を実施しており、生活状況を把握。

両親の離婚後は祖母と一緒に暮らしていたが、祖母の死後は単身生活。

検診などを勧めたときには受診し、相談員の面接も受けていた。

40歳代から肝機能や血圧に問題があり、内科に通院していた。

当該事例の端緒

▶ (公財) ひかり協会の対応

○今年度、協力員が「呼びかけ」活動で聴き取った被害者の状況から、支援を要するのではないかと協会に連絡があった。

※毎年、同じ協力員による呼びかけ活動を継続しており、昨年度までは、生活状況についての心配な点などは報告はなかった。

○協会から被害者本人に連絡し、状況把握を行った。

○医療費申請について、書き方などを丁寧に説明し、被害者本人から申請が出されるように取り組みを行った。

○森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿の説明を行い、行政連携が図れるように提出を進め、本年8月10日、県の担当窓口課へ、市の保健師の訪問に係る個別要請を提出した。

行政の協力と今後の対応

▶ 行政の協力

- 当該市町管轄保健所には、ここ数年個別要請依頼はありませんでしたが、毎年保健所協議を実施して、ひかり協会の事業への理解を勧めていた。
- 7月31日、ひかり協会から個別要請を県窓口課へ提出するのに先立って、市町担当課へ事前にひかり協会から被害者本人の状況について連絡があり、市町担当課が地域包括支援センターに確認後、対応する旨をひかり協会へ返答しました。
- その後、8月2日に市町保健センターの保健師とケアマネジャーが訪問し、その時の状況について、ひかり協会へ報告がなされた。
- 8月10日、ひかり協会から県窓口課へ対策対象者名簿と個別要請が提出され、管轄保健所をとおして、市町担当課へ連絡することとなりました。
- 協会への医療費申請にあたって、病院への支払い方法の理解が十分にできていなかったため、ひかり協会から病院に内容を確認し、情報を市町へ連絡、必要な援助を依頼し、本人対応が行われている。

▶ 今後の対応

- 介護保険を利用しているため、ケアマネジャーと連携し、必要に応じて対応する。
- 保健師訪問を実施して、状況把握する。

対応に対する評価

▶ 県としての評価

- 今回の個別要請が提出されるにあたり、事前に市町の担当課に連絡があったことで、これまでの個別対応事例などが調べられており、円滑に対応を進めることができた。
- 個別対応事例の蓄積や、関係する行政機関が連携して対応することが、重要であると再認識した。

▶ 被害者・ひかり協会からの評価

- 被害者らは65歳を超え、これまで支援を要しなかった者も、今後は支援を要するようになる。
- 新たな要請等に対して、速やかに被害者に寄り添った支援が行えるよう、関係機関が連携した対応を引き続きお願いする。

まとめ

- 今後も通知※等に基づき、ひかり協会と緊密に連絡調整しつつ、市町村の担当窓口課など関係機関と連携を図ることで、被害者に寄り添った支援が速やかに行えるよう勧めて参りたい。

※公益財団法人ひかり協会の行う事業に対する協力について
(平成3年7月8日付け衛食第91号
(最終改正：平成25年2月27日付け食安企発0227第1号))